

平成十九年十二月二十日提出
質問第三四九号

薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問主意書

提出者 山井和則

薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問主意書

- 一 フィブリノゲン製剤の納入先七〇〇〇医療機関の新聞紙上における再公表について厚生労働省は「来年一月中旬を目途に」行うと答弁している（答弁第二八九号の五）。一月何日に行うのか。
 - 二 厚生労働省「フィブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」（以下、厚労省調査検討会）は調査票を決定したか。決定していない場合、いつ決定するのか。
 - 三 厚労省調査検討会は右記調査票を発送したか。発送していない場合、いつ発送するのか。
 - 四 厚労省調査検討会の右記調査票は、いつが返答期限になっているか。
 - 五 厚労省調査検討会の調査結果は、いつ公表するのか。
 - 六 厚生労働省は、十二月二十日付文書「C型肝炎訴訟について」で「三十億円を原告と弁護士とで設立する財団に拠出」することによって「直接又は間接に、事実上全員の救済が実現する」との考えを示している。以下①～⑤について個々にご回答願いたい。
- ① 三十億円は国の責任を認めて拠出されるのか。
 - ② 拠出する三十億円が国の責任を認めてのものでない場合、それはどのような趣旨の下に拠出されるのか。

か。

③ 「直接」 「救済が実現する」 根拠を明らかにされたい。

④ 「間接に」 「救済が実現する」 根拠を明らかにされたい。

⑤ 「事実上」 「全員の救済が実現する」 根拠を明らかにされたい。

七 舛添厚生労働大臣は衆参厚生労働委員会や記者会見の場で重ねて「年内に全面解決する」と答弁してきた。薬害肝炎訴訟の原告は本日十二月二十日、現在の被告・国の和解案による和解協議打ち切りを表明し、和解を拒否した。舛添厚生労働大臣の発言が実行されなかったことについて、どのような形で責任をとるのか。

右質問する。